







「プラスチックに関わる資源循環の促進等に関する法律」について

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」は、多様な物品に利用されているプラスチックについて、プラスチックの資源循環の促進等を図るため「①プラスチック使用製品の環境配慮設計、②特定プラスチック使用製品の使用の合理化、③プラスチック使用製品の廃棄物の市区町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための計画認定制度の創設」等、プラスチック使用製品の設計・製造から、販売・提供、そして排出・回収・リサイクルに至るまで、プラスチック使用製品のライフサイクル全般での対策を講じる内容となっております。令和4年4月1日から施行されます。



プラスチックは、えらんで、減らして、リサイクル!

プラスチックは、現代社会に不可欠な素材である一方、2050年カーボンニュートラルや新たな海洋汚染をゼロにする大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの達成など、プラスチックをとりまく様々な環境問題に対応していくには、プラスチックの資源循環を加速し、循環型社会へ移行していくことが必要です。プラスチック製品の設計から排出・分別・回収に至るまで、プラスチックのライフサイクル全般に関わる事業者・自治体・消費者の皆様で、3R+Renewable に取り組んでいきましょう。

<p>えらんで</p> <p>プラスチック使用製品設計指針と認定制度</p> 	<p>減らして</p> <p>特定プラスチック使用製品の合理化</p> 	<p>リサイクル</p> <p>製造・販売事業者等による自主回収・リサイクル</p> 
<p>減らして リサイクル</p> <p>排出事業者による排出量の削減・リサイクル等</p> 	<p>リサイクル</p> <p>市町村によるプラスチックの分別収集・リサイクル</p> 	<p>RRR + Renewable</p> <p>Reduce Reuse Recycle + Renewable</p> 

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about>



「ヤングケアラー」の巻

～ヤングケアラーはこんな子どもたちです～

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。令和2年度の厚生労働省の調査では、調査に参加した中学校の46.6%、全日制高校の49.8%にヤングケアラーが「いる」という結果になっています。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルの問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

お口と体の雑学クイズ

- (1) 目にゴミが入ったらどうする？
- a. まばたきをする b. 手で擦り取る
c. 耐える
- (2) 乳児のからだの水分は何パーセント？
- a. 60% b. 70% c. 80%
- (3) 成人の1日の尿量は何ミリリットル？
- a. 1500～2000ミリリットル
b. 2500～3000ミリリットル
c. 3500～4000ミリリットル
- ※答え (1)a. (2)b. (3)a.